官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務一）　一
〔省　令〕
○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務二〇）　六
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　七
〔法規的告示〕
○総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する件（総務六二）　九
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二〇）　一〇
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務五三）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
会社その他
会社決算公告　八三
八七

府令・省令

内閣府
法務省
財務省令第一号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百八十四条の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
加入者保護信託に関する命令（平成十四年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　加入者保護信託（第二条―第三十五条） 第三章　雑則（第三十六条） 附則 （加入者保護信託契約） **第五条**　［①］法第五十六条第七号の規定により加入者保護信託契約に定めなければならない公告の方法は、官報に掲載する方法とすることができる。加入者保護信託契約に定める公表の方法も、同様とする。 ２　［略］ （財産移転の報告） **第七条**　振替機関は、法第五十七条の認可を受けた後、遅滞なく、第五条第二項第三号の信託財産を受託者に移転しなければならない。この場合において、受託者は、当該移転を受けた後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 （勧告） **第十六条**　金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、振替機関が締結した加入者保護信託契約について、当該加入者保護信託契約が第六条第三項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき、又は適合していないおそれがあると認めるときは、振替機関に対し、その改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 **第十七条から第三十二条まで**　削除	目次 第一章　［同上］ 第二章　加入者保護信託（第二条―第二十四条） 第三章　雑則（第二十五条） 附則 （加入者保護信託契約） **第五条**　［項を加える。］ ［①］　［同上］ （財産移転の報告） **第七条**　振替機関は、法第五十七条の認可を受けた後、遅滞なく、第五条第三号の信託財産を受託者に移転しなければならない。この場合において、受託者は、当該移転を受けた後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 （公告） **第十六条**　受託者は、法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第四条第二項の規定により、前条の書類の提出をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。 （信託の変更に係る書類の提出） **第十七条**　振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。 一　理由書 二　信託の変更案及び新旧対照表 ２　前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。 （信託の変更の許可の申請） **第十八条**　振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の規定による信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。 一　理由書 二　信託の変更の根拠となる信託法の規定（信託法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類 三　信託の変更案及び新旧対照表

2　前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、信託の変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）

第十九条　受託者は、法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（検査役の選任の申請）

第二十条　信託管理人又は受益者代理人は、信託法第四十六条第一項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により検査役の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　検査役の選任に関する意見を記載した書類

（受託者の解任の申請）

第二十一条　振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により受託者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新たな受託者の選任の申請）

第二十二条　利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな受託者の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　受託者の任務終了の事由を記載した書類

二　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

三　新たな受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、定款、登記事項証明書及び就任承諾書

（信託財産管理命令の申請）

第二十三条　利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　受託者の任務終了の事由を記載した書類

二　理由書

三　信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第二十四条　信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　許可を受けようとする行為の概要

（信託財産管理者の辞任の許可の申請）

第二十五条　信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（信託財産管理者の解任の申請）

第二十六条　振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託財産管理者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十七条　信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の申請）

第二十八条　振替機関又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により信託管理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新たな信託管理人の選任の申請）

第二十九条　利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな信託管理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二　新たな信託管理人となるべき者の氏名及び住所（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その商号等）

三　新たな信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

四　新たな信託管理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

（受益者代理人の辞任の許可の申請）

第三十条　受益者代理人は、信託法第百四十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな受益者代理人の選任に関する意見を記載した書類

（受益者代理人の解任の申請）

第三十一条　振替機関又は他の受益者代理人は、信託法第百四十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により受益者代理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新たな受益者代理人の選任の申請）

第三十二条　利害関係人は、信託法第百四十二条第一項において読み替えて準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな受益者代理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　受益者代理人の任務終了の事由を記載した書類

二　新たな受益者代理人となるべき者の氏名及び住所（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあっては、その商号等）

三　新たな受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

四　新たな受益者代理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

（標準処理期間）

第三十六条　金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次に掲げる申請があった場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

一　法第十七条（加入者保護信託に関する事項に限る。）、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可に関する申請

二　法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第六条の許可に関する申請

三　法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第七条の許可に関する申請

四　信託法第六十六条第四項、同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項、同法第百二十八条第二項において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び同法第百四十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項並びに法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の許可に関する申請

2　［同上］

（標準処理期間）

第三十六条　金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第十七条（加入者保護信託に関する事項に限る。）、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可に関する申請があった場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第二十号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第五項ただし書の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

総務大臣　林　芳正

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合） **第二条の二**　法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。以下この条において同じ。）を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。 一　ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域（地域会社が電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。）以外の区域において提供することを基本とすること。 二　光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。 イ　利用者（電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。）に対し光電話役務（電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。）も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望したとき。 ロ　利用者の居住する建物の状況その他の特別の事情により、光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき。 ハ　災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。 ［削る］	（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合） **第二条の二**　法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　特例地域のうち、法第二条第五項ただし書に規定する認可の申請の時において加入者密度が十八未満である市町村内の町又は字その他の区域において、当該申請の際現にアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受けている者又は新たに電話の役務の提供を受けることとなる者に対して電話の役務を提供するとき。 二　市町村内の一定の区域において著しく少数の者に対して電話の役務を提供する場合であつて、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき（前号に該当する場合を除く。）。 三　災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。 2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　特例地域　次に掲げる地域をいう。 イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

（法第二条第五項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可）

第二条の三　地域会社は、法第二条第五項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条の規定により地域会社が定める方針が同条各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

［削る］

五　業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置

六　業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置

七　業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する地域会社は、この省令の施行の際現に、法第二条第五項ただし書の規定により認可を受けて地域電気通信業務を営んでいるときは、この省令の施行後においても、この省令による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二及び第二条の三の規定にかかわらず、当該地域電気通信業務を従前の例により営むことができる。

○総務省令第二十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条第一項第二号ハ及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（報告を要する事故） **第五十八条**　［略］ 2　法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。 一　次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障	（報告を要する事故） **第五十八条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］

ハ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ニ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ホ　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ヘ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

二　加入者密度　市町村内の町又は字その他の区域においてアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受ける者の数の合計数を当該町又は字その他の区域の面積（表示単位は平方キロメートルとする。）で除して得た数をいう。

（法第二条第五項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可）

第二条の三　地域会社は、法第二条第五項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［五　業務が前条第一項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
［一～三　略］	［略］	［略］
四　利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除き、電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号の二に規定する電子メールサービス又は同項第十九号の三に規定するメッセージングサービスに限る。）であつて、前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上のもの	四時間	十万
	二時間	百万
五　利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から四の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	二十四時間	十万
	十二時間	百万
六　一の項から五の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務のうち、電気通信事業報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービス及びインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）	二時間	三万
	一時間	十万
七　一の項から六の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

［二　略］

（報告を要する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態）

第五十八条の二　法第二十八条第二項の総務省令で定める事態（同条第一項第二号ハに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）は、次のとおりとする（前条第二項に規定する重大な事故に該当するものを除く。）。

一　次のいずれにも該当する事態

［イ～ニ　略］

ホ　次のいずれかに該当するもの

［(1)　略］

(2)　電気通信設備の故障等の発生時に、当該設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備（当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備を含む。）へ速やかに切り替えることができなかつた事態

［(3)～(5)　略］

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
［一～三　同上］	［同上］	［同上］
四　利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	二十四時間	十万
	十二時間	百万
五　一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万

［二　同上］

（報告を要する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態）

第五十八条の二　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　電気通信設備の故障等の発生時に、そのことを速やかに覚知できず、当該設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備（当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備を含む。）へ速やかに切り替えることができなかつた事態

［(3)～(5)　同上］

(6)　電気通信設備の設備容量を上回る処理が生じ、当該処理に対して電気通信事業者が想定していた措置が講じられなかつた事態	［新設］
(7)　電気通信設備に誤つた設定情報やソフトウェア（仮想化した機能を制御するためのものを含む。）の組込が行われ、当該組込に対して電気通信事業者が想定していた措置による速やかな復旧がなされなかつた事態	［新設］
［く　略］	［く　同上］
［一　略］	［一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第六十二号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の三の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百三十六号（総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別記様式

事故発生状況報告

年４月１日分から
年３月31日分まで

事業者名
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
電気通信主任技術者の氏名

故障設備	事故発生件数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1　移動端末設備と接続される端末系伝送路設備													
2　局設置遠隔収容装置又は線点遠隔収容装置													
3　デジタル加入者回線アクセス多重化装置													

（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別記様式

事故発生状況報告

年　月分から
年　月分まで

事業者名
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
電気通信主任技術者の氏名

故障設備	事故発生件数		
	月	月	月
1　移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2　局設置遠隔収容装置又は線点遠隔収容装置			
3　デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第二十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和八年三月四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。
第１　（略）	第１　（略）
第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀	第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀
１　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	１　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物
２～４　（略）	２～４　（略）
二の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	二の二　令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。
第１　（略）	第１　（略）
第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等	第２　ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等
１　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメを除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきものを除く。）	１　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経０度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきものを除く。）
２～５　（略）	２～５　（略）

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6　（略）

7　(1)　（略）

(2)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の㈢2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一	（略）	（略）	（略）
	ジンバブエ	（略）	（略）
	全地域	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が不明又は条約適用前取得であるサイガに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
二・三	（略）	（略）	（略）

三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6　（略）

7　(1)　（略）

(2)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の㈢2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
一	（略）	（略）	（略）
	ジンバブエ	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
二・三	（略）	（略）	（略）

(3)　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメ（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の㈼2に基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4)～(10)　（略）

8　次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)・(2)　（略）

(3)　ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメに限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（７の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、アイザメ科全種、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の㈼2に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び７の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、管理当局等が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(4)～(10)　（略）

附　則

この告示は、令和八年三月五日から施行する。ただし、二の表の㈼2の１の改正規定（「、アイザメ科全種」を加える部分に限る。）並びに三の８の(3)の改正規定（「、アイザメ科全種」を加える部分に限る。）については、令和九年六月五日から施行する。

(3)　ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の㈼2に基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4)～(10)　（略）

8　次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)・(2)　（略）

(3)　ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（７の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の㈼2に基づく二号承認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

(4)～(10)　（略）

その他告示

○財務省告示第五十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年三月四日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第153回	100,650,000円	100,609,906円
〃	第154回	33,710,000円	33,696,584円
〃	第155回	112,670,000円	112,625,126円
〃	第156回	233,190,000円	233,097,120円
〃	第157回	317,300,000円	317,173,612円
〃	第158回	355,430,000円	355,288,440円
〃	第159回	137,700,000円	137,645,162円
〃	第160回	138,360,000円	138,304,898円
〃	第161回	155,140,000円	155,028,778円
〃	第162回	365,640,000円	365,086,432円
〃	第163回	155,300,000円	155,238,152円
〃	第164回	173,920,000円	173,850,730円
〃	第165回	146,030,000円	145,971,846円
〃	第166回	322,180,000円	321,769,270円
〃	第167回	330,060,000円	329,586,648円
〃	第168回	583,310,000円	581,962,124円
〃	第169回	1,380,640,000円	1,376,239,522円
〃	第170回	676,340,000円	674,292,058円
〃	第171回	627,410,000円	626,017,962円
〃	第172回	1,326,090,000円	1,322,074,606円
〃	第173回	1,769,470,000円	1,764,676,162円
〃	第174回	1,846,890,000円	1,839,698,748円
〃	第175回	3,747,410,000円	3,729,493,566円
〃	第177回	2,000,000円	1,988,614円
〃	第180回	17,000,000円	16,941,329円
〃	第181回	3,500,000円	3,487,621円
〃	第182回	2,500,000円	2,491,755円
〃	第183回	10,000,000円	9,975,327円
〃	第187回	92,500,000円	92,486,062円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第119回	60,000,000円	59,976,102円
〃	第120回	75,250,000円	75,220,026円
〃	第121回	47,600,000円	47,581,046円
〃	第122回	51,920,000円	51,899,326円
〃	第123回	153,160,000円	153,099,006円
〃	第124回	192,400,000円	192,323,362円
〃	第125回	189,410,000円	189,334,562円
〃	第126回	213,850,000円	213,764,818円
〃	第127回	175,200,000円	175,130,218円
〃	第128回	131,100,000円	131,047,778円
〃	第129回	317,410,000円	317,283,570円
〃	第130回	254,800,000円	254,698,502円
〃	第131回	344,060,000円	343,922,954円
〃	第132回	311,900,000円	311,775,758円
〃	第133回	230,760,000円	230,668,086円
〃	第134回	141,610,000円	141,553,598円
〃	第135回	168,620,000円	168,552,844円
〃	第136回	127,860,000円	127,809,086円

〃	第137回	187,530,000円	187,455,306円
〃	第138回	170,610,000円	170,542,042円
〃	第139回	96,080,000円	96,041,734円
〃	第140回	122,340,000円	122,291,280円
〃	第141回	498,900,000円	498,621,808円
〃	第142回	815,180,000円	814,010,886円
〃	第143回	698,710,000円	697,874,962円
〃	第144回	763,990,000円	762,894,336円
〃	第145回	916,990,000円	915,967,156円
〃	第146回	537,040,000円	536,654,920円
〃	第147回	289,150,000円	289,011,788円
〃	第148回	140,830,000円	140,773,916円
〃	第149回	644,450,000円	643,731,186円
〃	第150回	844,660,000円	843,246,680円
〃	第151回	1,572,990,000円	1,568,853,810円
〃	第152回	2,556,420,000円	2,547,864,624円
〃	第153回	1,564,260,000円	1,561,143,942円
〃	第154回	778,340,000円	777,223,704円
〃	第155回	797,000,000円	795,412,356円
〃	第156回	1,075,520,000円	1,072,691,920円
〃	第157回	1,958,600,000円	1,952,981,634円
〃	第158回	2,902,510,000円	2,892,102,414円
〃	第159回	4,465,610,000円	4,444,619,124円
〃	第160回	2,780,800,000円	2,767,283,496円
〃	第161回	959,000,000円	956,036,212円
〃	第162回	3,348,490,000円	3,334,882,434円
〃	第163回	3,716,630,000円	3,703,006,932円
〃	第164回	8,649,430,000円	8,608,190,342円
〃	第165回	15,394,270,000円	15,307,175,574円
〃	第166回	6,000,000円	5,961,968円
〃	第167回	18,000,000円	17,877,114円
〃	第168回	90,000,000円	89,358,211円
〃	第169回	34,000,000円	33,811,477円
〃	第170回	5,000,000円	4,979,123円
〃	第171回	27,900,000円	27,778,419円
〃	第172回	2,000,000円	1,992,268円
〃	第175回	7,000,000円	6,987,600円
〃	第177回	65,910,000円	65,897,997円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第71回	55,020,000円	54,704,337円
〃	第72回	124,290,000円	123,532,365円
〃	第73回	130,450,000円	129,670,395円
〃	第74回	61,740,000円	61,373,493円
〃	第75回	131,600,000円	130,729,976円
〃	第76回	151,920,000円	151,030,253円
〃	第77回	276,430,000円	274,844,051円
〃	第78回	79,800,000円	79,313,569円
〃	第79回	38,650,000円	38,419,021円
〃	第80回	27,130,000円	26,968,956円
〃	第81回	346,610,000円	344,326,644円
〃	第82回	232,810,000円	231,446,515円
〃	第83回	513,800,000円	510,852,236円
〃	第84回	62,840,000円	62,456,951円

〃	第85回	212,150,000円	210,882,127円
〃	第86回	115,210,000円	114,526,077円
〃	第87回	243,860,000円	242,224,012円
〃	第88回	170,380,000円	169,382,143円
〃	第89回	120,610,000円	119,918,039円
〃	第90回	101,550,000円	100,930,985円
〃	第91回	182,370,000円	181,280,104円
〃	第92回	116,600,000円	115,907,829円
〃	第93回	249,710,000円	248,029,739円
〃	第94回	1,148,340,000円	1,141,614,384円
〃	第95回	220,260,000円	218,996,332円
〃	第96回	241,390,000円	239,918,550円
〃	第97回	190,530,000円	189,391,343円
〃	第98回	230,880,000円	229,509,428円
〃	第99回	326,310,000円	324,123,915円
〃	第100回	281,230,000円	279,582,921円
〃	第101回	394,290,000円	392,027,899円
〃	第102回	290,020,000円	288,252,113円
〃	第103回	368,010,000円	365,810,673円
〃	第104回	355,990,000円	353,876,705円
〃	第105回	205,180,000円	203,820,304円
〃	第106回	388,580,000円	386,304,192円
〃	第107回	613,170,000円	609,652,121円
〃	第108回	464,860,000円	462,026,321円
〃	第109回	282,960,000円	281,268,957円
〃	第110回	347,270,000円	345,208,468円
〃	第111回	446,160,000円	443,191,469円
〃	第112回	427,910,000円	425,403,858円
〃	第113回	509,550,000円	506,626,611円
〃	第114回	581,060,000円	577,517,969円
〃	第115回	294,390,000円	292,630,644円
〃	第116回	526,890,000円	523,762,162円
〃	第117回	515,980,000円	512,546,793円
〃	第118回	306,230,000円	304,436,510円
〃	第119回	434,170,000円	431,679,103円
〃	第120回	838,650,000円	833,537,744円
〃	第121回	16,580,000円	16,480,927円
〃	第122回	51,160,000円	50,856,309円
〃	第123回	74,850,000円	74,362,174円
〃	第124回	56,980,000円	56,646,304円
〃	第125回	100,820,000円	100,241,595円
〃	第126回	566,320,000円	562,867,815円
〃	第127回	498,180,000円	495,202,731円
〃	第128回	785,860,000円	781,194,776円
〃	第129回	452,050,000円	449,049,237円
〃	第130回	262,630,000円	261,091,872円
〃	第131回	488,650,000円	485,846,524円
〃	第132回	609,520,000円	605,804,512円
〃	第133回	491,200,000円	488,264,445円
〃	第134回	197,900,000円	196,725,190円
〃	第135回	381,280,000円	378,713,379円
〃	第136回	367,100,000円	364,950,010円

〃	第137回	480,540,000円	477,783,051円
〃	第138回	331,520,000円	329,499,142円
〃	第139回	215,290,000円	214,003,372円
〃	第140回	404,890,000円	402,486,409円
〃	第141回	2,613,070,000円	2,597,888,445円
〃	第142回	608,810,000円	605,244,381円
〃	第143回	784,800,000円	780,297,483円
〃	第144回	947,290,000円	941,515,539円
〃	第145回	654,250,000円	650,340,024円
〃	第146回	731,860,000円	727,515,395円
〃	第147回	805,040,000円	799,739,874円
〃	第148回	996,620,000円	990,783,058円
〃	第149回	617,590,000円	614,046,819円
〃	第150回	1,206,450,000円	1,199,095,722円
〃	第151回	880,310,000円	875,049,010円
〃	第152回	485,720,000円	482,836,586円
〃	第153回	890,550,000円	884,664,453円
〃	第154回	1,336,310,000円	1,328,483,599円
〃	第155回	948,190,000円	942,750,073円
〃	第156回	1,717,560,000円	1,707,090,063円
〃	第157回	603,160,000円	599,555,374円
〃	第158回	1,029,780,000円	1,023,666,795円
〃	第159回	1,189,670,000円	1,181,705,130円
〃	第160回	563,300,000円	560,000,949円
〃	第161回	1,133,930,000円	1,127,424,436円
〃	第162回	961,440,000円	955,579,291円
〃	第163回	992,860,000円	986,926,412円
〃	第164回	1,302,950,000円	1,295,215,173円
〃	第165回	1,279,820,000円	1,271,383,690円
〃	第166回	835,090,000円	830,199,145円
〃	第167回	1,246,670,000円	1,239,517,602円
〃	第168回	904,680,000円	899,165,256円
〃	第169回	1,173,840,000円	1,166,824,803円
〃	第170回	1,540,830,000円	1,531,682,994円
〃	第171回	1,807,710,000円	1,795,681,067円
〃	第172回	1,351,660,000円	1,343,743,695円
〃	第173回	988,460,000円	982,815,420円
〃	第174回	1,209,190,000円	1,201,819,036円
〃	第175回	1,293,790,000円	1,286,057,919円
〃	第176回	1,164,900,000円	1,158,001,282円
〃	第177回	4,920,840,000円	4,887,298,600円
〃	第179回	20,000,000円	19,869,744円
〃	第180回	40,000,000円	39,746,510円
〃	第181回	10,000,000円	9,939,276円
〃	第182回	4,000,000円	3,983,767円
〃	第183回	3,000,000円	2,987,240円
〃	第185回	9,000,000円	8,967,951円
〃	第186回	8,000,000円	7,974,444円
〃	第187回	25,000,000円	24,945,853円
〃	第189回	122,360,000円	122,340,059円
合　　計		143,620,850,000円	142,935,566,014円

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年二月五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

札幌市厚別区もみじ台南六丁目一―一四

株式会社ウシトミライ

代表清算人　大塚　大生

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

札幌市北区あいの里四条六丁目二一―八

有限会社エイチ・アールエージェンシー

清算人　戸梶　弘一

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

北海道北広島市北進町一丁目二番地四

株式会社ボールパークシティ

代表清算人　渡部　泰地

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

北海道留萌市花園町一丁目四番一二号

株式会社門脇鉄工所

代表清算人　門脇　弘子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

札幌市西区八軒一条西一丁目一番二六号

ＹＡＯ建築都市設計株式会社

代表清算人　山田　裕之

解散公告

当社は、令和八年二月四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

宮城県名取市上余田字千刈田八八六番地

株式会社ミルテック

代表清算人　阿部　孝子

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

栃木県佐野市大橋町三二二四番地二七

合同会社ＡＬＬＥＴＡ

清算人　関　美由紀

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

埼玉県北本市北本二丁目一六九番地

フレンド株式会社

代表清算人　田中　宏幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

埼玉県蓮田市関山二丁目五番六号

有限会社エス・アイ・ティー

清算人　佐々木　淳

解散公告

当社は、令和八年二月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

千葉県千葉市美浜区幸町一―七―一―一二四

合同会社大橋

清算人　中西　拓也

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により令和八年一月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目二六番一五号

有限会社長谷川興業

清算人　長谷川悦子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都中央区日本橋本町三丁目一番六―四〇三

トータス株式会社

代表清算人　知脇　圭佑

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により令和八年二月十四日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都渋谷区道玄坂一―一二―一渋谷マークシティＷ二二階

Ｇｒｉｃｋ株式会社

代表清算人　周防　亮

解散公告

当社は、令和七年八月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都品川区西中延三丁目一五番三号

合同会社Ｃ．Ａアルマダ

清算人　北村　佳世

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都台東区駒形二丁目二番四号

有限会社ちわき屋商店

清算人　知脇　圭佑

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都中央区晴海五―四―四―一六〇四

合同会社ライズ

清算人　山本　将嗣

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＨＦ６

清算人　一般社団法人ＫＨＦ６

職務執行者　中津　正憲

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都千代田区平河町二丁目七番四号

株式会社カミオー

代表清算人　寺尾　基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都千代田区永田町二丁目一七番四号笠松千代田ビル一〇一号室

Ａｎｇｅｌ　Ｂｒｉｄｇｅ　Ｄｅａｌ―ｂｙ―Ｄｅａｌ　Ｆｕｎｄ３号株式会社

代表清算人　河西佑太郎

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ＲｅｆｉｎｅＳｔａｔ

代表清算人　畝矢　寛之

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．七階

ＣＯＴＯＮＡ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ合同会社

清算人　堀内　誉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目一番一七号

株式会社ＭｅｄｉｃａｌＸ

代表清算人　杉山　元輝

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都千代田区九段南四―六―一―八〇九

アクセスハンズ株式会社

代表清算人　安次嶺　淳

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都江戸川区南小岩三丁目一―一四プランドールＭ一二九室

善派合同会社

清算人　陳　易

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都江戸川区松江二丁目一番一三―三〇七

亮亮合同会社

清算人　相澤　健

解散公告

当社は、令和八年一月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都新宿区富久町一五番一―三八〇四号

株式会社ＺＬＡＮＤ

代表清算人　湯澤　博

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都豊島区東池袋二―五〇―一加藤第七ビル二階

株式会社ＲＩＴＯＲＩ

代表清算人　古井　咲

解散公告

当社は、令和八年二月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号七階

Ｔｗｏ　Ｆａｃｅ合同会社

代表清算人　髙橋　仁美

解散公告

当社は、令和八年一月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都新宿区富久町一五番一―三八〇四号

株式会社ゼットランド

代表清算人　湯澤　博

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都世田谷区太子堂一丁目四番二五―一三〇三号

株式会社ファストリトリーブ

代表清算人　歸山　雅之

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都台東区東上野五丁目一〇番二号東上野共同ビル五〇一

アルファサービス株式会社

代表清算人　強矢　福壽

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目五番一五号

ストーク・メイジュ二〇四

株式会社セカンドロー

代表清算人　田中　二郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

東京都北区田端一丁目三番九号メゾン田端二〇一号

合同会社ＥＴＨＥＲＥＡＬ

清算人　平木　達也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

神奈川県鎌倉市二階堂二五七番地三一

有限会社セルテックコーポレーション

清算人　吉居　継太

解散公告

当社は、令和八年二月十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

神奈川県海老名市国分北三丁目一四番二三号

エムジェイアイ株式会社

代表清算人　前田　悟

解散公告

当法人は、令和八年二月四日に開催しました社員総会で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福井県福井市グリーンハイツ一丁目一三〇番地

一般社団法人みなと福祉会

代表清算人　大関　賢治

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県南アルプス市沢登四番地

早川畜産有限会社

代表清算人　早川　俊彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県南アルプス市小笠原四七一番地三

株式会社ワークサポートシステムズ

代表清算人　大森　奈美

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

長野市大字中御所字岡田一〇七番地五

特定非営利活動法人しなの

清算人　竹内　良美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

岐阜市前一色三丁目五番一二号

有限会社日本ジェットサービス

清算人　永井　憲一

解散公告

当社は令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内のお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

静岡県焼津市栄町一丁目三番七号

有限会社大國家

清算人　稲葉　友子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年三月四日

静岡県浜松市中央区富塚町三五八七番地の一九

ナオ有限会社

清算人　深谷　貴絵

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

静岡県浜松市中央区板屋町一〇〇番地の九

株式会社ビジネススクール・マネージメント・ブレーン・アソシエーション

代表清算人　吉筋　知之

解散公告

当法人は、令和八年二月十四日開催の社員総会の決議によって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

名古屋市中区丸の内三丁目一六番一一号

丸の内パークマンション二〇三号室

特定非営利活動法人セカンドオピニオン提供支援機構

清算人　熊谷　和久

解散公告

当社は、令和八年二月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

名古屋市昭和区広路町字北石坂一〇二番地の四四

合同会社大正産業

清算人　大脇美容子

解散公告

当社は、令和八年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

滋賀県大津市におの浜四丁目四番一―八〇一号

株式会社内藤設計

代表清算人　内藤伊津子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

京都市左京区田中上柳町二四番地リヴィエール鴨東一階東側

サイクルアンドミュージック株式会社

代表清算人　柴山美由起

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

京都府京丹後市丹後町間人一五〇〇番地の二

中健織物株式会社

代表清算人　中江　榮一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

京都市北区衣笠赤阪町一番地一二

株式会社昌懿行

代表清算人　キャニング瑩

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪府松原市田井城四丁目三八―一五

株式会社ワンエイティ

代表清算人　竹下　博

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市淀川区西中島七丁目一―三チサンマンション第八新大阪四〇九号室

合同会社Ａｒｋ

清算人　徐　凝　悦

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市東成区東小橋一丁目一七―三一グランドハイツ東小橋三〇五号室

優品株式会社

代表清算人　程　瑾

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市北区西天満五丁目九番一六号ダイアパレス西天満四〇四号　元道技術株式会社

代表清算人　郭　心亮

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪府茨木市西駅前町四番三九号

特定非営利活動法人アントレ大阪

清算人　吉本　鎮

解散公告

当社は、令和八年二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市天王寺区生玉町二番二八号

株式会社ＴＳホールディングス

代表清算人　朴　滐　錫

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市西成区萩之茶屋一丁目一二番七号

Ｊｏｙｂｕｎｄ株式会社

代表清算人　孫　鑫海

解散公告

当社は、令和八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市中央区安堂寺町二丁目七番二号朝日プラザ長堀東パサージュ三〇三号室

元翔株式会社

代表清算人　趙　華虎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪府大阪市港区市岡元町二丁目一一番五号

中野組運送株式会社

代表清算人　中村　真菜

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪市中央区道修町四丁目四番一〇号

小林盛大堂株式会社

代表清算人　半田　悟史

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目一番六号

神戸国際会館二十二階

ＧＥパワーソリューション株式会社

代表清算人　郭　中　流

解散公告

当社は、令和八年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

兵庫県たつの市揖西町小犬丸一三三二番地

有限会社店創

清算人　高田　順子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

奈良県奈良市古市町二三五五番地の二

ＴＳ健康ラボ合同会社

代表清算人　玉置佐知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

和歌山県田辺市湊一〇七三番地

有限会社太郎の店

清算人　柄谷　一朗

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

広島県尾道市山波町三〇九〇番地の八

有限会社オーイーシー

清算人　石井美津江

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

愛媛県四国中央市中曽根町乙一六四番地四

宇摩工業有限会社

代表清算人　松岡　照美

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

愛媛県四国中央市中曽根町乙一六四番地四

松岡工業有限会社

代表清算人　松岡　文幸

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県福岡市博多区美野島二丁目一六番八号

合同会社煙家工房

清算人　大谷　妙人

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県福岡市博多区美野島二丁目一六番八号

特定非営利活動法人グラウンドワーク福岡

清算人　大谷　妙人

解散公告

当社は、令和七年十一月十八日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡市東区多の津四丁目一二番一八号

三合商事合同会社

清算人　李　夢楊

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

北九州市小倉北区井堀四丁目四番一六号

株式会社加賀

代表清算人　堀　礼衣子

第93期決算公告

令和８年２月27日

群馬県利根郡片品村大字東小川

株式会社丸沼

取締役社長　千明孝一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,422,883
	固定資産	2,812,260
	合計	4,235,143
負債及び純資産の部	流動負債	94,225
	株主資本	4,140,918
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,742
	資本準備金	6,742
	利益剰余金	4,124,175
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,121,675
	（うち当期純利益）	（152,821）
	合計	4,235,143

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡市博多区西月隈五丁目一八番四三号

株式会社ＦＫエナジー

代表清算人　蘇　　慶

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県西八代郡市川三郷町中山九一八番地

宗教法人諏訪神社

清算人　弁護士　小澤　義彦

連絡先　山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県大野城市牛頸三丁目二番五号

医療法人健修会

清算人　久冨　圭子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人

清算人　山田　隆二

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日大分地方裁判所竹田支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大分県豊後大野市朝地町梨小一三八三番地

神道大教尺間嶽西大野講社

清算人　司法書士　和田　正敏

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

広島県福山市沼隈町大字中山南一二三三番地の三

医療法人悠友会

清算人　倉田　　要

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十六日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪府藤井寺市林六丁目六番一九号

医療法人松本歯科医院

清算人　松本　浩司

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

宮崎市大字島之内六七一四番地一

医療法人翔和会

清算人　皆内　康廣

第４期決算公告

令和８年３月４日

埼玉県新座市野火止三丁目10番５号

株式会社増木

代表取締役　新井　　健

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	389,401
	固定資産	77,661
	資産合計	**467,062**
負債及び純資産の部	流動負債	221,743
	固定負債	85,263
	株主資本	160,056
	資本金	40,000
	利益剰余金	120,056
	その他利益剰余金	120,056
	（うち当期純利益）	(54,981)
	負債・純資産合計	**467,062**

第 36 期 決 算 公 告

令和７年12月19日　東京都渋谷区代々木四丁目31番６号
日本アルプス電子株式会社
代表取締役　鈴木　正吾

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	990	流動負債	401
固定資産	108	固定負債	455
		負債合計	**857**
		株主資本	240
		資本金	100
		資本剰余金	78
		資本準備金	1
		その他資本剰余金	77
		利益剰余金	62
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	48
		（うち当期純損失）	(78)
		純資産合計	**240**
資産合計	**1,098**	**負債・純資産合計**	**1,098**

第７期決算公告　　令和７年８月29日
東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
株式会社Ｆｕｎ
代表取締役　大川　浩司
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	415
	固定資産	29
	資産合計	**444**
負債及び純資産の部	流動負債	134
	株主資本	310
	資本金	1
	資本剰余金	1
	その他資本剰余金	1
	利益剰余金	308
	その他利益剰余金	308
	（うち当期純利益）	(59)
	負債・純資産合計	**444**

第59期決算公告　　令和８年１月27日
東京都港区南青山四丁目26番12号
地質計測株式会社
代表取締役　三塚　　隆
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	287,342,787
	固定資産	112,491,774
	資産合計	**399,834,561**
負債及び純資産の部	流動負債	39,229,596
	固定負債	2,882,040
	株主資本	357,722,925
	資本金	60,000,000
	利益剰余金	339,046,485
	利益準備金	15,000,000
	その他利益剰余金	324,046,485
	（うち当期純利益）	(32,058,561)
	自己株式	△41,323,560
	負債・純資産合計	**399,834,561**

第15期決算公告　　令和８年３月４日
埼玉県比企郡小川町大字大塚32番地１
株式会社二葉楼
代表取締役　八木　健治
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,989
	固定資産	8
	合計	**7,997**
負債及び純資産の部	流動負債	6,315
	固定負債	18,309
	退職給付引当金	647
	株主資本	△16,627
	資本金	65,500
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	△14,127
	その他利益剰余金	△14,127
	（うち当期純損失）	(270)
	合計	**7,997**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年３月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フージャースコーポレーション　②国土交通大臣(5)6050　③代表取締役　小川栄一　④東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区曾根崎２－７－４　M. VOLANTE UMEDA11階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　株式会社フージャースコーポレーション　代表取締役　小川栄一

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(10)3293　③代表取締役　竹内啓　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　長野県上田市上塩尻226－１ザ・グレイス・シゲマ１Ｆ　愛知県名古屋市天白区保呂町1816番地アリエッタ１階　東京都町田市原町田５丁目２番10号Ｇｒａｎｄ　Ｆｉｅｌｄ１・２階　佐賀県佐賀市巨勢町牛島314－１　香川県高松市伏石町2033番地１グラマシィー１Ｆ　神奈川県平塚市田村１丁目９－22グリッティパレス湘南Ａ１階　山口県周南市久米中央三丁目６番25号ビッグイースト１階　宮崎県宮崎市広島１丁目18番９号　栃木県小山市城北５丁目２番地７　⑤4500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　竹内啓

①池田不動産事務所　②奈良県知事(1)4477　③池田圭三　④奈良県生駒市あすか野南２－11－28　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦奈良県生駒市あすか野南２－11－28　池田不動産事務所　池田圭三

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月４日
名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
スターワークス東海株式会社
代表取締役　横田　恭典

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,386,687
	固定資産	21,989
	資産合計	**1,408,677**
負債及び純資産の部	流動負債	583,586
	賞与引当金	137,648
	固定負債	320,008
	株主資本	505,082
	資本金	8,000
	利益剰余金	497,082
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	495,082
	（うち当期純利益）	(409,475)
	負債・純資産合計	**1,408,677**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月４日
横浜市神奈川区金港町１番地４
関東スターワークス株式会社
代表取締役　菅原　尚紀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,395,000
	固定資産	43,068
	資産合計	**1,438,068**
負債及び純資産の部	流動負債	592,265
	賞与引当金	106,094
	固定負債	240,520
	株主資本	605,283
	資本金	8,000
	利益剰余金	597,283
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	595,283
	（うち当期純利益）	(379,926)
	負債・純資産合計	**1,438,068**

第 45 期 決 算 公 告

令和８年３月４日
神奈川県横浜市栄区桂町319番18号
株式会社おくう
代表取締役　新野　元啓

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	362,134
	固定資産	262,820
	合計	**624,954**
負債及び純資産の部	流動負債	172,161
	賞与引当金	7,784
	固定負債	180,844
	株主資本	271,949
	資本金	10,000
	利益剰余金	261,949
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	259,449
	（うち当期純利益）	(68,192)
	合計	**624,954**

第 87 期決算公告

令和８年３月４日
香川県仲多度郡まんのう町東高篠1802
讃岐鋳造鉄工株式会社
代表取締役社長　前川　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	397,395
	固定資産	258,758
	合計	**656,153**
負債及び純資産の部	流動負債	95,718
	固定負債	54,449
	株主資本	505,986
	資本金	75,000
	利益剰余金	432,986
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	414,236
	（うち当期純利益）	(114,236)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	**656,153**

第 1 期決算公告

2025年12月５日
香川県高松市サンポート２番１号
株式会社ＮＥＸＹＺ．四国

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,153
	固定資産	7,605
	資産合計	**107,759**
負債及び純資産の部	流動負債	61,975
	株主資本	45,783
	資本金	12,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	20,783
	その他利益剰余金	20,783
	（うち当期純利益）	(20,783)
	負債・純資産合計	**107,759**

第 55 期決算公告

2025年11月20日
和歌山市下町47番地
第一電機設備工業株式会社

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,707
	固定資産	130,600
	資産合計	**271,308**
負債及び純資産の部	流動負債	78,392
	固定負債	127,303
	株主資本	65,612
	資本金	30,000
	利益剰余金	35,612
	利益準備金	8,500
	その他利益剰余金	27,112
	（うち当期純利益）	(73,451)
	負債・純資産合計	**271,308**

決　算　公　告

令和８年３月４日
神奈川県相模原市中央区上溝4480番地１
株式会社メルシーフラワー
代表取締役　大間　岩夫

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	523,234
	固定資産	1,513,956
	合計	2,037,190
負純資債及産のび部	流動負債	239,832
	固定負債	466,664
	株主資本	1,330,693
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,300,693
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	1,293,693
	（うち当期純利益）	(125,376)
	合計	2,037,190

決　算　公　告

令和８年３月４日
東京都目黒区上目黒一丁目21番12号
株式会社東光フローラ
代表取締役　大間　岩夫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,027
	固定資産	11,167
	合計	227,195
負純資債及産のび部	流動負債	56,294
	固定負債	34,914
	株主資本	135,986
	資本金	50,000
	利益剰余金	85,986
	その他利益剰余金	85,986
	（うち当期純利益）	(5,820)
	合計	227,195

第16期決算公告

令和８年３月４日
福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号
西日本スターワークス株式会社
代表取締役　吉村　昂城

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,288,393
	固定資産	19,953
	資産合計	1,308,346
負純資債及産のび部	流動負債	527,839
	賞与引当金	120,577
	固定負債	243,621
	株主資本	536,886
	資本金	8,000
	利益剰余金	528,886
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	526,886
	（うち当期純利益）	(357,457)
	負債・純資産合計	1,308,346

第17期決算公告

2026年３月４日
東京都千代田区二番町３番地５
株式会社ワールドコーポレーション
代表取締役　柴田　直樹

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,397
	固定資産	867
	資産合計	6,265
負純資債及産のび部	流動負債	2,924
	（うち賞与引当金）	(382)
	固定負債	59
	株主資本	3,280
	資本金	10
	利益剰余金	3,270
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	3,268
	（うち当期純利益）	(1,668)
	負債・純資産合計	6,265

第３期決算公告

令和８年３月４日
東京都港区新橋三丁目９番10号
天翔新橋ビル201
株式会社日本電力調達ソリューション
代表取締役　高橋　優人

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,935,095
	資産合計	29,935,095
負純資債及産のび部	流動負債	14,037,352
	負債合計	14,037,352
	株主資本	15,897,743
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	6,897,743
	その他利益剰余金	6,897,743
	（うち当期純利益）	(11,190,936)
	純資産合計	15,897,743
	負債・純資産合計	29,935,095

第６期決算公告

令和８年３月４日
東京都千代田区有楽町二丁目10番１号
東京交通会館403号
クロフォード＆カンパニー・ジャパン株式会社
代表取締役　田内　　衛

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,043
	固定資産	12,758
	資産合計	96,802
負純資債及産のび部	流動負債	10,678
	株主資本	86,123
	資本金	46,146
	資本剰余金	36,146
	資本準備金	36,146
	利益剰余金	3,831
	その他利益剰余金	3,831
	（うち当期純利益）	(12,646)
	負債・純資産合計	96,802

第56期決算公告

令和８年３月４日
東京都青梅市新町九丁目2157番地の６
株式会社三洋製作所
代表取締役　中根　　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	545,821
	固定資産	277,658
	合計	823,480
負純資債及産のび部	流動負債	89,323
	固定負債	34,450
	株主資本	699,706
	資本金	15,000
	利益剰余金	704,318
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	700,568
	（うち当期純利益）	(37,200)
	自己株式	△19,611
	合計	823,480

第５期決算公告

2026年３月４日
東京都千代田区二番町３番地５
株式会社コントラフト
代表取締役　瀬合　康介

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	164
	資産合計	165
負純資債及産のび部	流動負債	107
	（うち賞与引当金）	(6)
	株主資本	57
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△42
	その他利益剰余金	△42
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	165

第18期決算公告

2026年３月４日
東京都千代田区九段北四丁目１番９号
市ヶ谷ＭＳビル７階
株式会社ＡＴＪＣ
代表取締役　齋藤　　拓

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	699
	固定資産	41
	資産合計	740
負純資債及産のび部	流動負債	283
	（うち賞与引当金）	(10)
	株主資本	457
	資本金	48
	利益剰余金	409
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	399
	（うち当期純利益）	(96)
	負債・純資産合計	740

第20期決算公告

令和８年３月４日
東京都北区東田端二丁目１番３号
株式会社東邦技研
代表取締役　西村　良治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	700,347
	固定資産	61,804
	資産合計	762,151
負純資債及産のび部	流動負債	200,507
	固定負債	184,969
	負債合計	385,477
	株主資本	376,674
	資本金	99,000
	利益剰余金	277,674
	その他利益剰余金	277,674
	（うち当期純利益）	(179,489)
	純資産合計	376,674
	負債・純資産合計	762,151

第51期決算公告

令和８年２月20日
兵庫県明石市二見町南二見５
信和工業株式会社
代表取締役　長田　光弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,547,144
	固定資産	859,436
	合計	4,406,580
負純資債及産のび部	流動負債	2,914,948
	固定負債	260,108
	株主資本	1,231,523
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,221,523
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,219,023
	（うち当期純利益）	(230,759)
	合計	4,406,580

第61期決算公告

令和８年３月４日
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪623番地
株式会社三笠電化
代表取締役　大槻　真之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	143,468
	固定資産	233,374
	合計	376,842
負純資債及産のび部	流動負債	61,400
	固定負債	178,799
	株主資本	136,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	126,643
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(124,143)
	（うち当期純利益）	(12,023)
	合計	376,842

第 37 期 決 算 公 告

令和８年３月４日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目６番地10
宮崎台ガーデンオフィス２階
株式会社ハーベストトレーディング
代表取締役　小川　真利

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,623	流動負債	56,464
固定資産	4,549	固定負債	3,500
		株主資本	21,208
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,563
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	1,463
		利益剰余金	△355
		その他利益剰余金	△355
		（うち当期純損失）	（480）
資産合計	81,172	負債・純資産合計	81,172

第 11 期 決 算 公 告

令和７年９月26日　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
株式会社ＢｉｔＳｔａｒ
代表取締役社長執行役員ＣＥＯ　渡邉　拓

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,937	流動負債	985
固定資産	660	固定負債	233
		負債合計	1,218
		株主資本	1,376
		資本金	90
		資本剰余金	1,299
		資本準備金	1,299
		利益剰余金	△12
		その他利益剰余金	△12
		（うち当期純利益）	（491）
		新株予約権	2
		純資産合計	1,379
資産合計	2,598	負債・純資産合計	2,598

第 65 期 決 算 公 告

2026年２月24日　兵庫県明石市二見町南二見９番１
大成工業株式会社
代表取締役　岩本　淳

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,046,853	流動負債	3,943,165
固定資産	2,269,395	賞与引当金	56,292
		その他	3,886,873
		固定負債	661,775
		退職給付引当金	601,830
		その他	59,945
		株主資本	6,711,308
		資本金	95,000
		利益剰余金	6,616,308
		利益準備金	23,750
		その他利益剰余金	6,592,558
		（うち当期純利益）	（327,388）
合計	11,316,248	合計	11,316,248

第 14 期 決 算 公 告

2026年３月４日

岐阜県多治見市宝町六丁目１番地
株式会社ナイスマン
代表取締役　若尾　紀行

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	907,789	流動負債	449,937
固定資産	1,021,876	（賞与引当金）	（17,343）
繰延資産	371	固定負債	1,709,145
		（退職給付引当金）	（1,729）
		株主資本	△ 229,045
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,995
		資本準備金	2,995
		利益剰余金	△ 282,041
		その他利益剰余金	△ 282,041
		（うち当期純損失）	（364,360）
資産合計	1,930,037	負債・純資産合計	1,930,037

第 53 期 決 算 公 告

令和８年２月27日

金沢市松寺町辰８番地
ホクモウ産業株式会社
代表取締役社長　髙岡　祐健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	211,869
	固定資産	109,146
	資産合計	321,016
負債及び純資産の部	流動負債	10,592
	固定負債	—
	株主資本	310,423
	資本金	15,000
	利益剰余金	295,423
	利益準備金	9,500
	その他利益剰余金	285,923
	（うち当期純損失）	（15,194）
	負債・純資産合計	321,016

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日
札幌市白石区中央二条五丁目八番二三号
株式会社ＦＣ不動産
代表取締役　福本　義隆

第６期決算公告

令和８年３月４日
札幌市白石区中央二条五丁目８番23号
株式会社ＦＣ不動産
代表取締役　福本　義隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	245
	固定資産	600
	繰延資産	704
	合計	1,549
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	1,549
	資本金	5,000
	利益剰余金	△3,450
	利益準備金	140
	その他利益剰余金	△3,590
	（うち当期純損失）	（1,721）
	合計	1,549

第８期決算公告

令和８年１月29日
東京都港区新橋三丁目７番４号
ACA Nextソリューション株式会社
代表取締役　徳丸　剛

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	540,796
	固定資産	31,972
	資産合計	572,768
負債及び純資産の部	流動負債	126,724
	固定負債	53,133
	退職給付引当金	46,784
	株主資本	392,911
	資本金	82,500
	資本剰余金	82,500
	資本準備金	82,500
	利益剰余金	227,911
	その他利益剰余金	227,911
	（うち当期純利益）	（40,856）
	負債・純資産合計	572,768

第５期決算公告

令和８年３月４日
名古屋市東区黒門町153番地４
株式会社タイタン
代表取締役　友松　芳美

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,231
	固定資産	909
	合計	4,140
負債及び純資産の部	流動負債	325
	固定負債	606
	株主資本	3,208
	資本金	51,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△97,791
	その他利益剰余金	△97,791
	（うち当期純損失）	（50,668）
	合計	4,140

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日
名古屋市瑞穂区春山町一一番地の四
（甲）合資会社実田屋
代表社員　友松　芳美
名古屋市東区黒門町一五三番地四
（乙）株式会社タイタン
代表取締役　友松　芳美

第62期決算公告

令和８年３月４日
広島市中区堀川町５番11号
株式会社胡子
代表取締役　二上　英信

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,368
	固定資産	1,494,980
	合計	1,544,348
負純資産債及びの部	流動負債	2,548
	固定負債	2,810,712
	株主資本	△ 1,268,912
	資本金	50,000
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	125,000
	利益剰余金	△ 1,443,912
	利益準備金	21,330
	その他利益剰余金	△ 1,465,242
	（うち当期純損失）	（591,988）
	合計	1,544,348

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を二千百三十三万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日
広島市中区堀川町五番一一号
株式会社胡子
代表取締役　二上　英信

第20期決算公告

令和８年１月29日
東京都文京区音羽一丁目25番10号
株式会社桜フーズ
代表取締役　庄山　弘子

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,005
	固定資産	2,201
	資産合計	4,206
負純資産債及びの部	流動負債	26,136
	株主資本	△21,929
	資本金	10,000
	利益剰余金	△31,929
	その他利益剰余金	△31,929
	（うち当期純損失）	（14,076）
	負債・純資産合計	4,206

決算公告

令和８年３月４日
神戸市中央区港島二丁目６
株式会社フーズパレット
代表取締役　山口　優

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	273,205,347	流動負債	164,472,280
固定資産	832,423,085	（賞与引当金）	(7,452,000)
		固定負債	953,712,899
		（退職給与引当金）	(23,425,003)
		株主資本	△12,556,747
		資本金	90,000,000
		資本剰余金	7,000,000
		資本準備金	7,000,000
		利益剰余金	△109,556,746
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	△112,056,746
		（うち当期純損失）	(47,101,442)
		自己株式	△1
資産合計	1,105,628,432	負債・純資産合計	1,105,628,432

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月四日
神戸市中央区港島二丁目六
（甲）株式会社フーズパレット
代表取締役　山口　優
大阪市北区中之島三丁目六番三二号
ダイビル本館一七階一七〇六号室
（乙）株式会社フーズパレット
代表取締役　山口　優

資金決済に関する法律第２０条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和８年２月２８日に取り扱いを終了した、名鉄百貨店、一宮名鉄百貨店、新岐阜百貨店、メルサ、名鉄銀座メルサ、東京メルサ、サルビア、名鉄岡崎ショッピングセンター、名鉄大口屋、名鉄パレ、名鉄ショッピ発行の前払式支払手段について、次のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申し出をお願いいたします。

◆払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社名鉄百貨店

◆払戻しを行う前払式支払手段の種類
名鉄百貨店発行商品券（1,000円、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、50,000円、100,000円）
名鉄百貨店発行お食事ギフト券
名鉄百貨店発行商品お取替券
名鉄百貨店発行ギフトカード
名鉄百貨店発行お買上券
名鉄百貨店発行名鉄スカイパーキング回数券
名鉄百貨店発行めいてつクローバーカード（3,000円、5,000円、10,000円、30,000円、50,000円）
一宮名鉄百貨店発行商品券（500円、1,000円、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円、50,000円）
一宮名鉄百貨店発行ギフトカード
一宮名鉄百貨店発行お買上券
新岐阜百貨店発行商品券（500円、1,000円、5,000円、10,000円、50,000円）
メルサ発行メルサ商品券（500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円）
メルサ発行メルサグルメお食事券（500円、1,000円、10,000円）
メルサ発行メルサ東京本部商品券
名鉄銀座メルサ発行名鉄銀座メルサ商品券
東京メルサ発行東京メルサ商品券
サルビア発行サルビア商品券（100円、200円、300円、500円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円）
名鉄岡崎ショッピングセンター発行サンリバー商品券
名鉄大口屋発行名鉄大口屋商品券
名鉄パレ発行名鉄パレ商品券（1,000円、5,000円、10,000円）
名鉄パレ発行名鉄パレギフト券
名鉄ショッピ発行名鉄ショッピ商品券

◆払戻し申出期間
令和８年３月４日～令和８年８月３１日
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和８年３月４日
名古屋市中村区名駅一丁目２番１号　　株式会社名鉄百貨店

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百八十八万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日

静岡県浜松市中央区上島二丁目一八番一五号

株式会社金路

代表取締役　黄　梅

第１期決算公告

令和８年３月４日

静岡県浜松市中央区上島二丁目18番15号

株式会社金路

代表取締役　黄　梅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,876,159
	固定資産	10,386,412
	繰延資産	721,176
	資産合計	12,983,747
負純資産の債及び部	流動負債	1,314,771
	固定負債	13,959,620
	株主資本	△2,290,644
	資本金	8,880,000
	利益剰余金	△11,170,644
	その他利益剰余金	△11,170,644
	（うち当期純損失）	(11,170,644)
	負債・純資産合計	12,983,747

第９期決算公告

令和８年１月29日

京都府舞鶴市字公文名570番地の１

京都ケータリング株式会社

代表取締役　足達　敏郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	321,978
	固定資産	727,164
	資産合計	1,049,143
負純資産の債及び部	流動負債	508,858
	固定負債	227,103
	退職給付引当金	4,580
	株主資本	313,181
	資本金	10,000
	資本剰余金	220,000
	その他資本剰余金	220,000
	利益剰余金	83,181
	その他利益剰余金	83,181
	（うち当期純利益）	(52,409)
	負債・純資産合計	1,049,143

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日

福岡県久留米市合川町四二二番地の一八

（甲）九州防水株式会社

代表取締役　尾関　正敏

福岡県久留米市野中町一〇〇九―四

（乙）株式会社プロテクノ

代表取締役　尾関　正敏

第47期決算公告

令和８年３月４日

福岡県久留米市合川町422番地の18

九州防水株式会社

代表取締役　尾関　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	287,976
	固定資産	336,334
	合計	624,311
負純資産の債及び部	流動負債	117,630
	固定負債	149,195
	株主資本	357,486
	資本金	30,000
	利益剰余金	327,486
	機械圧縮積立金	24,665
	繰越利益剰余金	302,821
	（うち当期純利益）	(14,560)
	合計	624,311

第25期決算公告

令和８年３月４日

福岡県久留米市野中町1009―４

株式会社プロテクノ

代表取締役　尾関　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,272
	固定資産	8,310
	合計	37,583
負純資産の債及び部	流動負債	18,181
	固定負債	20,334
	株主資本	△931
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,931
	繰越利益剰余金	△3,931
	（うち当期純損失）	(8,740)
	合計	37,583

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日

北九州市小倉南区下城野三丁目五番二二号

（甲）ＴＡＤ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　藤井　卓弥

北九州市小倉南区八重洲町七番一五号

一階

（乙）ＴＡＤ　Ｈｏｍｅｓ株式会社

代表取締役　藤井　卓弥

第５期決算公告

令和８年３月４日

北九州市小倉南区下城野三丁目５番22号

ＴＡＤ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　藤井　卓弥

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	128,589
	固定資産	59,461
	資産合計	188,050
負純資産の債及び部	流動負債	15,365
	固定負債	120,426
	株主資本	52,259
	資本金	35,000
	利益剰余金	17,259
	その他利益剰余金	17,259
	（うち当期純利益）	(1,287)
	負債・純資産合計	188,050

第２期決算公告

令和８年３月４日

北九州市小倉南区八重洲町７番15号１階

ＴＡＤ　Ｈｏｍｅｓ株式会社

代表取締役　藤井　卓弥

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,287
	固定資産	9,885
	資産合計	14,173
負純資産の債及び部	流動負債	585
	固定負債	18,201
	株主資本	△4,613
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,613
	その他利益剰余金	△14,613
	（うち当期純損失）	(11,266)
	負債・純資産合計	14,173

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日

福岡市博多区東光二丁目一番二一号

（甲）トマト建設株式会社

代表取締役　富永　英二

福岡市博多区東光二丁目一番二一号

（乙）ＴＭＴ株式会社

代表取締役　富永　英二

第32期決算公告

令和８年３月４日

福岡市博多区東光二丁目１番21号

トマト建設株式会社

代表取締役　富永　英二

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,792,035
	固定資産	1,107,382
	繰延資産	0
	合計	2,899,418
負純資産の債及び部	流動負債	647,874
	固定負債	1,264,042
	株主資本	987,501
	資本金	20,000
	利益剰余金	967,501
	その他利益剰余金	967,501
	（うち当期純利益）	(103,205)
	合計	2,899,418

第６期決算公告

令和８年３月４日

福岡市博多区東光二丁目１番21号

ＴＭＴ株式会社

代表取締役　富永　英二

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,850
	固定資産	—
	繰延資産	338
	合計	8,188
負純資産の債及び部	流動負債	79,010
	固定負債	—
	株主資本	△70,822
	資本金	10,000
	利益剰余金	△80,822
	その他利益剰余金	△80,822
	（うち当期純利益）	(9,029)
	合計	8,188

第３期決算公告　令和８年３月４日
東京都港区赤坂五丁目２番33号
ＤＲＤ４株式会社
代表取締役　瀬川　慶一
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,519
	固定資産	59,930
	合計	116,450
負純資産及び部	流動負債	37,081
	固定負債	59,027
	株主資本	20,342
	資本金	85,000
	資本剰余金	222,492
	資本準備金	154,999
	その他資本剰余金	67,492
	利益剰余金	△287,150
	その他利益剰余金	△287,150
	（うち当期純損失）	(188,968)
	合計	116,450

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万十五円、資本準備金の額を二億一千九百九十九万九千九百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月四日
東京都港区赤坂五丁目二番三三号
ＤＲＤ４株式会社
代表取締役　瀬川　慶一

第８期決算公告　令和８年１月29日
京都市左京区一乗寺向畑町８番地
デリカハウス株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	299,103
	固定資産	93,197
	繰延資産	18
	資産合計	392,319
負純資産及び部	流動負債	137,369
	固定負債	64,851
	退職給付引当金	10
	株主資本	190,099
	資本金	10,000
	資本剰余金	153,618
	その他資本剰余金	153,618
	利益剰余金	26,480
	その他利益剰余金	26,480
	（うち当期純利益）	(8,501)
	負債・純資産合計	392,319

第 35 期決算公告

令和８年１月30日　東京都港区西新橋一丁目16番３号
ACA Next株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	726,878	流動負債	1,467,690
固定資産	1,203,407	固定負債	464,361
		退職給付引当金	13,420
		株主資本	△1,851
		資本金	593,615
		資本剰余金	2,994,332
		資本準備金	1,864,857
		その他資本剰余金	1,129,475
		利益剰余金	△1,192,799
		その他利益剰余金	△1,192,799
		自己株式	△2,397,000
		評価・換算差額等	84
		その他有価証券評価差額金	84
資産合計	1,930,285	負債・純資産合計	1,930,285

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,156,898
売上原価	2,940,949
売上総利益	215,948
販売費及び一般管理費	203,540
営業利益	12,407
営業外損益	△36,718
経常損失	24,310
特別損益	△11,592
税引前当期純損失	35,903
法人税、住民税及び事業税	18,104
法人税等調整額	△14,617
当期純損失	39,390

第８期決算公告　令和８年１月29日
大阪府大阪市中央区和泉町一丁目１番14号
株式会社サンメンテナンス
代表取締役　今関　良平
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	589,580
	固定資産	619,982
	資産合計	1,209,562
負純資産及び部	流動負債	544,513
	固定負債	10,117
	株主資本	654,932
	資本金	251,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	153,932
	その他利益剰余金	153,932
	（うち当期純利益）	(2,589)
	負債・純資産合計	1,209,562

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び丙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりであり、乙は確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月四日
兵庫県美方郡新温泉町芦屋三六五番地
（甲）株式会社マルワ渡辺水産
代表取締役　渡辺　隆一
京都府京田辺市三山木中央四丁目七番地六
（乙）マルワサンフレッシュ株式会社
代表取締役　渡辺　隆一
兵庫県美方郡新温泉町芦屋八五三番地
海潮館ビル二階
（丙）株式会社隆栄水産
代表取締役　渡辺　由貴

第 65 期決算公告

令和８年３月４日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目６番地10
宮崎台ガーデンオフィス２階
株式会社レクスポート
代表取締役　栗田　省三

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,935,493
	固定資産	5,734,577
	合計	7,670,070
負債及び純資産の部	流動負債	2,161,585
	賞与引当金	8,622
	工事保証引当金	1,271
	工事損失引当金	25,155
	固定負債	4,409,868
	退職給付引当金	4,363
	株主資本	1,098,616
	資本金	99,000
	資本剰余金	617,600
	資本準備金	481,000
	その他資本剰余金	136,600
	利益剰余金	382,016
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	379,416
	（うち当期純利益）	(147,428)
	合計	7,670,070

第 33 期決算公告　令和８年３月４日
兵庫県美方郡新温泉町芦屋853番地
海潮館ビル２階
株式会社隆栄水産
代表取締役　渡辺　由貴
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,783
	固定資産	93,049
	資産合計	118,833
負純資産及び部	流動負債	225,791
	株主資本	△106,958
	資本金	10,000
	利益剰余金	△116,958
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△119,458
	（うち当期純損失）	(21,946)
	負債・純資産合計	118,833

第 48 期決算公告　令和８年３月４日
兵庫県美方郡新温泉町芦屋365番地
株式会社マルワ渡辺水産
代表取締役　渡辺　隆一
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,820,953
	固定資産	1,539,898
	資産合計	3,360,851
負純資産及び部	流動負債	855,780
	固定負債	1,692,393
	株主資本	812,676
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	732,676
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	712,676
	（うち当期純損失）	(72,716)
	負債・純資産合計	3,360,851